建設現場における

生コン引き渡しのルール

平成29年8月 北海道生コンクリート工業組合 北海道生コンクリート協同組合連合会







アジテータ車 (運搬車)

ポンプ車

型枠

従来 明確な引き渡しのルールがなかった ※対価を支払った生コンの所有権は発注者にあるとの解釈をベースに個別判断 発注者に所有権



を上乗せ ※売買の基本 は納入書 運搬業・処分

所有権は発注者? 0.5m³

運搬車に残った生コン

運搬業・処分業?

所有権は発注者? 0.5m³ 0.5m³

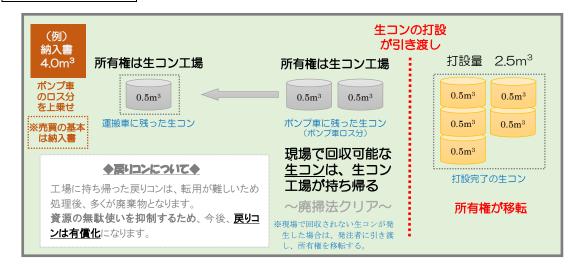
ポンプ車に残った生コン (ポンプ車ロス分)

発注者から依頼を受け運搬・処理とみなされた場合、 <u>廃掃法適用の可能性</u> ⇒ 地域によりバラツキ 打設量。2.5 m 0.5m³ 0.5m³ 0.5m³ 0.5m³

打設完了の生コン

"引き渡し"のタイミングを 決めると所有権が明確になり 廃掃法上の問題がクリアに!

明確になったルール 生コンの打設が引き渡し ※「建設現場に運搬された生コンの取り扱いについて(確認書)」参照



建設現場に運搬された生コンの取り扱いについて(確認書)

平成29年6月29日、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課から生コンの廃 掃法上の取り扱いを明確にする文書が手交された。

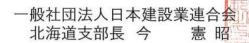
それによると、建設現場に運搬した生コンの所有権は、発注者と生コン製造事業者との売買契約により判断し、その上で廃掃法上の取り扱いを判断するとしている。

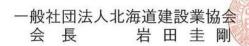
生コンの売買契約については、注文書及び納入書が基本となるが、引き渡し等に関する事項については文書化されたものがないのが現状であることから、今般、下記のとおり確認する。

記

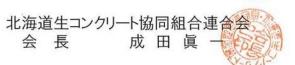
- 1. 建設現場において、型枠に流し込まれた生コンは、生コン工場から引き渡され 所有権が移転する生コンとなる。
- 2. また、1. 以外の生コンの内、現場で回収可能な生コンは生コン工場が持ち帰ることを基本とし、現場で回収されない生コンが発生した場合は、発注者に引き渡し所有権が移転する。
- 3. 引き渡されなかった生コンは、工場に持ち帰り後、処分を行うため、生コン工場が持ち帰る段階では廃棄物ではない。従って、運搬車両に廃掃法に基づく「産業廃棄物運搬車」の表示は行わない。

平成29年8月9日





北海道コンクリート圧送協同組合 代表理事 桃木辰成



北海道生コンクリート工業組合 理事長 成田 眞

